年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会 令和元年5月23日答申分

○答申の概要

 (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの
 O件

 国民年金関係
 O件

 厚生年金保険関係
 O件

 (2)年金記録の訂正を不要としたもの
 4件

 国民年金関係
 4件

 厚生年金保険関係
 O件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1800199 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第 1900002 号

第1 結論

昭和55年9月から昭和56年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和55年9月から昭和56年3月まで

私の国民年金の加入手続については、会社を退職した昭和55年9月頃、元義 父が、私を連れてA市役所へ出向き行ってくれた。保険料についても、元義父 が、自宅に訪れていた町内会の婦人部の集金人に、元夫を含む家族の分と一緒 に納付してくれていた。元義父に全て任せていたので保険料納付の詳細は覚え ていないが、請求期間の家族の保険料は納付されているはずなので、私の保険 料だけが未納とされているのはおかしい。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は7か月と短期間である上、請求期間直後の保険料は納付済みとされている。

また、国民年金受付処理簿における請求者の国民年金手帳記号番号の資格取得 状況から、請求者の国民年金の加入手続は、A市において昭和55年11月頃に行 われ、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たら ないことから、その際に、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 55年9月に国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみら れる。このため、元義父は、当該加入手続後において、請求期間の保険料を納付 することが可能であった。

しかしながら、請求者は、請求期間の保険料納付に直接関与しておらず、これを行ってくれたとする元義父は既に亡くなっている旨陳述していることから、請求者に係る請求期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求者は、請求期間の保険料について、元義父が、自宅に訪れていた町内会の婦人部の集金人に、元夫を含む家族の分と一緒に納付してくれていた旨陳述しているところ、元夫の国民年金手帳記号番号は、上述の請求者の国民年金手

帳記号番号と連番で払い出されており、自身より前から保険料を納付していたとする請求者の主張と相違している上、元夫の請求期間に係るオンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿等においても、請求者に係る請求期間の保険料が納付されていたとする事情を見いだすことができない。

さらに、請求者は、元夫は既に亡くなっている旨陳述していることから、詳細は確認できない上、元義父母及び元義姉については、請求者の主張どおり、請求者の国民年金加入手続時期(昭和55年11月頃)前より国民年金に係る記録が確認できるものの、元義父母は既に亡くなっている旨陳述していることから詳細は確認できず、元義姉は、父親が、自宅に訪れる町内会の婦人部の集金人に保険料を納付していたことは覚えているものの、請求者に係る請求期間の保険料納付の詳細までは分からない旨陳述している。

加えて、A市は、請求者に係る請求期間の保険料を納付した記録はない旨回答しているほか、請求者に係る国民年金被保険者台帳、A市及び請求者が請求期間後に居住していたB町(現在は、C市)の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

このほか、元義父が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1800183 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第 1900003 号

第1 結論

昭和42年*月から昭和51年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和42年*月から昭和51年3月まで

私たち夫婦の国民年金の加入手続は、母に勧められ、昭和 49 年1月頃、妻がA市B区役所で行った。その際、「今は特別に 20 歳まで遡って納付できる。」という説明を受け、夫婦それぞれ 20 歳から昭和 48 年 12 月までの全期間の保険料を計算してもらい、数日後に、妻が、同区役所内のC銀行の窓口で、その保険料を一括して納付した。

その後の昭和49年1月から昭和51年3月までの保険料は、妻が、2、3か月ごとに自宅に来た集金人に納付していた。

請求期間の保険料が未納とされているのはおかしいので、調査の上、記録を 訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者の請求期間後における国民年金加入期間の保険料は、全て納付済みとされている。

また、請求者は、妻が、昭和49年1月頃にA市B区役所内のC銀行の窓口で、 夫婦それぞれ20歳になった月まで遡って、それまでの保険料を一括して納付し た旨陳述しているところ、国民年金の保険料を徴収する権利は、2年を経過す ると時効が成立し、保険料を納付することができなくなる。請求者の陳述に沿 って、全ての保険料を一括して納付するためには、制度上、期間を限定して実 施されていた特例納付制度を利用して納付する方法、過年度保険料として納付 する方法及び現年度保険料として納付する方法を併用する必要があるところ、 妻が遡って保険料を納付したとする時期(昭和49年1月)においては、第2回 特例納付制度(昭和49年1月から昭和50年12月まで)が実施されていた。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿、請求者の国民年金手帳記号番号前後

の任意加入被保険者の資格取得状況によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和52年1月頃にA市B区において夫婦連番で払い出されており、請求者の加入手続は、この頃に行われ、その際に、請求者が20歳に到達した昭和42年*月まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる(平成18年1月に、請求者が厚生年金保険の被保険者であった期間に合わせて、国民年金の被保険者資格を、昭和45年4月1日に喪失し、昭和46年5月1日に再取得する記録整備が行われている)。この加入手続時期(昭和52年1月)を基準とすると、請求者夫婦は、請求期間のうち、昭和49年10月から昭和51年3月までの保険料を過年度保険料として納付することが可能であった。

加えて、請求期間のうち、昭和49年1月から昭和51年3月までの保険料について、妻は、集金人に納付していたとしているところ、当時、A市では集金人による保険料徴収が行われており、妻の陳述と一致している。

2 請求期間のうち、昭和 42 年*月から昭和 48 年 12 月までの期間について、国 民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者 の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して確認を実施して も、請求者に対しては、上述の昭和 52 年 1 月の加入手続において付番された国 民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見 当たらず、請求者の加入手続はこの頃に初めて行われたものとみられる。この ため、請求者は、妻が遡って保険料を納付したとする時期(昭和 49 年 1 月)に おいて国民年金に未加入であったことから、妻は、その主張する時期に請求者 に係る当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、上述のとおり、妻は、A市B区役所内のC銀行の窓口で、遡って保険料を一括して納付したとしているところ、A市は、請求期間当時、同市B区役所内にあった金融機関で、特例納付保険料を納付できたか否かは不明であるものの、過年度保険料は納付できず、現年度保険料は納付できた旨回答している。このため、妻の主張する納付方法では、全ての保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、上述の加入手続時期(昭和52年1月)を基準とすると、昭和42年 *月から昭和49年9月までの保険料については、既に2年の時効が成立しているほか、特例納付制度は実施されていないため、妻は、加入手続時期においても昭和42年*月から昭和48年12月までの保険料を遡って納付することはできなかったものと考えられる。

3 請求期間のうち、昭和49年1月から昭和51年3月までについて、妻は、2、3か月ごとに自宅に来た集金人に、夫婦の保険料を納付した旨陳述しているものの、上述のとおり、請求者夫婦の加入手続は昭和52年1月頃に初めて行われたものとみられるため、請求者夫婦は、当該期間当時において国民年金に未加入であったことから、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、上述の加入手続時期(昭和52年1月)を基準とすると、昭和49年1

月から同年9月までの保険料については、既に2年の時効が成立しており、請求者夫婦は、当該期間の保険料を遡って納付することはできなかったものと考えられ、昭和49年10月から昭和51年3月までの保険料については、過年度保険料として納付することが可能であったものの、妻は、昭和49年1月に20歳まで遡って保険料を納付したこと以外に、遡って保険料を納付した記憶はない旨述べていることから、妻が当該期間の保険料を遡って納付していたとする事情を見いだすことはできない。

- 4 請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様に、請求者が請求期間の保険料を納付していた形跡は見当たらない上、妻が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1800181 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第 1900004 号

第1 結論

平成5年*月から平成6年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和48年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成5年*月から平成6年3月まで

私の国民年金については、母親が加入手続を行ってくれ、通知が届けば納付 義務があるのは当然との考えから、兄と同じように、私の保険料も納付してく れていたと聞いている。

私が20歳になって、しばらくした頃に母親から、「あなたは知らないだろうけど、20歳になると保険料を納めなくてはいけなくなるんだよ。全部払っておいたからね!」と言われ、学生でも保険料を納付するのかと思ったことをよく覚えている。確実な領収書などはないが、保険料を納付してくれたという記憶はハッキリとしているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は*か月間と短期間であり、請求者は、請求期間を除く国民年金の加入期間において保険料の未納はなく、請求者に係る請求期間の保険料を納付してくれていたとしている母親も、国民年金の加入期間において保険料の未納はないことから、請求者及びその母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録、請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得処理状況及びA市の国民年金全件リストによると、請求者の所持する年金手帳に係る国民年金手帳記号番号については、平成7年5月頃に払い出されたものと推察され、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に行われ、その際に、請求者が直近に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成7年4月までの期間のみを遡って国民年金の被保険者期間とする事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、当該手帳記号番号が払い出された時点においては、請求期間に係る国民年金の被保険者資格を取

得しておらず、保険料を納付することができなかったこととなる。

また、オンライン記録によると、上述の平成7年5月頃に払い出された国民年金手帳記号番号に基づく請求者の年金記録に関しては、平成8年6月頃に、請求者の婚姻に伴う氏名変更の事務処理、第3号被保険者資格を取得する事務処理が行われているところ、これら事務処理と同時に請求期間に係る被保険者資格を遡って追加する一連の記録整備が行われていることが確認でき、請求者は、この記録整備において、初めて請求期間に係る被保険者資格を取得したこととされている。しかし、この記録整備(平成8年6月頃)が行われた時期を基準とすると、請求期間の保険料については、制度上、既に2年の時効が成立しており、納付することができなかったこととなる。

さらに、請求者の主張に沿って、請求期間の保険料を請求期間当時に納付するためには、上述の国民年金手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出され、当該別の手帳記号番号に基づき被保険者資格を取得していなければ、制度上、請求期間の保険料を納付することができなかったこととなる。しかし、請求者に関しては、戸籍及びその附票によると、請求期間前後において、氏名、生年月日及び住所地について、変更、訂正等はなく、国民年金に係る事務の管轄も変わっていないことを踏まえると、請求期間に当たる 20 歳頃に既に別の手帳記号番号が払い出されていたにもかかわらず、上述の平成7年5月頃に払い出された手帳記号番号が後から新たに払い出されるという可能性は低いものと考えられる。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の平成7年5月頃に払い出された手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出され、請求期間に係る被保険者資格を取得していた形跡は見当たらない。これらのことから、請求期間当時、請求者に係る国民年金の加入手続は行われていなかったものと推察され、請求者は、請求期間当時において国民年金に未加入であったことから、母親が請求者に係る請求期間の保険料を請求期間当時に納付することはできなかったものと考えられる。

その上、請求者は、兄(長男)と同じように、私の保険料も納付してくれたと母親から聞いているとしているところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、兄については、請求者の主張のとおり、20歳到達後、保険料の納付に関する2年の時効が成立する前に20歳以降の被保険者資格を取得し、保険料の納付が開始されていることが確認できる。これに対し、請求者については、上述のとおり、国民年金手帳記号番号が払い出された時点(平成7年5月頃)においては、請求期間に係る国民年金の被保険者資格を取得しておらず、保険料の納付に関する2年の時効が成立した後の記録整備(平成8年6月頃)において、初めて請求期間に係る被保険者資格を取得したこととされているため、兄とは状況が異なり、兄に係る保険料が納付されていることをもって、請求者に係る保険料が納付されていたと類推することは困難である。

このほか、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定

申告書、家計簿等) はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1800184 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第 1900005 号

第1 結論

昭和46年*月から昭和51年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和26年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和46年*月から昭和51年3月まで

私たち夫婦の国民年金の加入手続は、義母に勧められ、昭和 49 年1月頃、 私がA市B区役所で行った。その際、「今は特別に 20 歳まで遡って納付できる。」 という説明を受け、夫婦それぞれ 20 歳から昭和 48 年 12 月までの全期間の保 険料を計算してもらい、数日後に、私が、同区役所内のC銀行の窓口で、その 保険料を一括して納付した。

その後の昭和 49 年 1 月から昭和 51 年 3 月までの保険料は、私が、2、3 か月ごとに自宅に来た集金人に納付していた。

請求期間の保険料が未納とされているのはおかしいので、調査の上、記録を 訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者の請求期間後における国民年金加入期間の保険料は、1か月を除き納 付済みとされている。

また、請求者は、自身が、昭和49年1月頃にA市B区役所内のC銀行の窓口で、夫婦それぞれ20歳になった月まで遡って、それまでの保険料を一括して納付した旨陳述しているところ、国民年金の保険料を徴収する権利は、2年を経過すると時効が成立し、保険料を納付することができなくなる。請求者の陳述に沿って、全ての保険料を一括して納付するためには、制度上、期間を限定して実施されていた特例納付制度を利用して納付する方法、過年度保険料として納付する方法及び現年度保険料として納付する方法を併用する必要があるところ、請求者が遡って保険料を納付したとする時期(昭和49年1月)においては、第2回特例納付制度(昭和49年1月から昭和50年12月まで)が実施されていた。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿、請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和52年1月頃にA市B区において夫婦連番で払い出されており、請求者の加入手続は、この頃に行われ、その際に、請求者が20歳に到達した昭和46年*月まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる(平成21年10月に、請求者が厚生年金保険の被保険者であった期間に合わせて、国民年金の被保険者資格を、昭和48年3月23日に喪失し、同年9月29日に再取得する記録整備が行われている)。この加入手続時期(昭和52年1月)を基準とすると、請求者夫婦は、請求期間のうち、昭和49年10月から昭和51年3月までの保険料を過年度保険料として納付することが可能であった。

加えて、請求期間のうち、昭和49年1月から昭和51年3月までの保険料について、請求者は、集金人に納付していたとしているところ、当時、A市では集金人による保険料徴収が行われており、請求者の陳述と一致している。

2 請求期間のうち、昭和 46 年*月から昭和 48 年 12 月までの期間について、 国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求 者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して確認を実施 しても、請求者に対しては、上述の昭和 52 年 1 月の加入手続において付番さ れた国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された 形跡が見当たらず、請求者の加入手続はこの頃に初めて行われたものとみられ る。このため、請求者は、遡って保険料を納付したとする時期(昭和 49 年 1 月)において国民年金に未加入であったことから、その主張する時期に請求者 に係る当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、上述のとおり、請求者は、A市B区役所内のC銀行の窓口で、遡って保険料を一括して納付したとしているところ、A市は、請求期間当時、同市B区役所内にあった金融機関で、特例納付保険料を納付できたか否かは不明であるものの、過年度保険料は納付できず、現年度保険料は納付できた旨回答している。このため、請求者の主張する納付方法では、全ての保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、上述の加入手続時期(昭和52年1月)を基準とすると、昭和46年 *月から昭和49年9月までの保険料については、既に2年の時効が成立しているほか、特例納付制度は実施されていないため、請求者は、加入手続時期においても昭和46年*月から昭和48年12月までの保険料を遡って納付することはできなかったものと考えられる。

3 請求期間のうち、昭和49年1月から昭和51年3月までについて、請求者は、2、3か月ごとに自宅に来た集金人に、夫婦の保険料を納付した旨陳述しているものの、上述のとおり、請求者夫婦の加入手続は昭和52年1月頃に初めて行われたものとみられるため、請求者夫婦は、当該期間当時において国民年金に未加入であったことから、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、上述の加入手続時期(昭和52年1月)を基準とすると、昭和49年1月から同年9月までの保険料については、既に2年の時効が成立しており、請求者夫婦は、当該期間の保険料を遡って納付することはできなかったものと考えられ、昭和49年10月から昭和51年3月までの保険料については、過年度保険料として納付することが可能であったものの、請求者は、昭和49年1月に20歳まで遡って保険料を納付したこと以外に、遡って保険料を納付した記憶はない旨述べていることから、請求者が当該期間の保険料を遡って納付していたとする事情を見いだすことはできない。

- 4 請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様に、請求者が請求期間の保険料を納付していた形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。